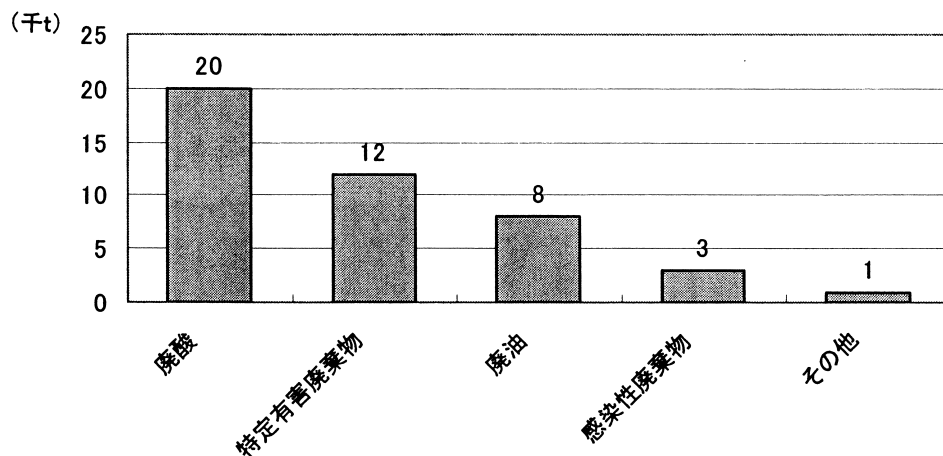


## ④ 特別管理産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物のうち、爆発性や有害性、感染性を有する特別管理産業廃棄物について、排出量は 4 4 千 t で前回調査（平成 8 年）より 2 6 千 t の増加となっています。種類別にみると、廃酸が 2 0 千 t、以下、特定有害廃棄物が 1 2 千 t、廃油 8 千 t、感染性廃棄物 3 千 t となっています。

（図 2 - 1 4） 特別管理産業廃棄物種類別排出状況（平成 1 2 年度）



## (2) 産業廃棄物の処理の状況

## ① 排出から処理までの流れ

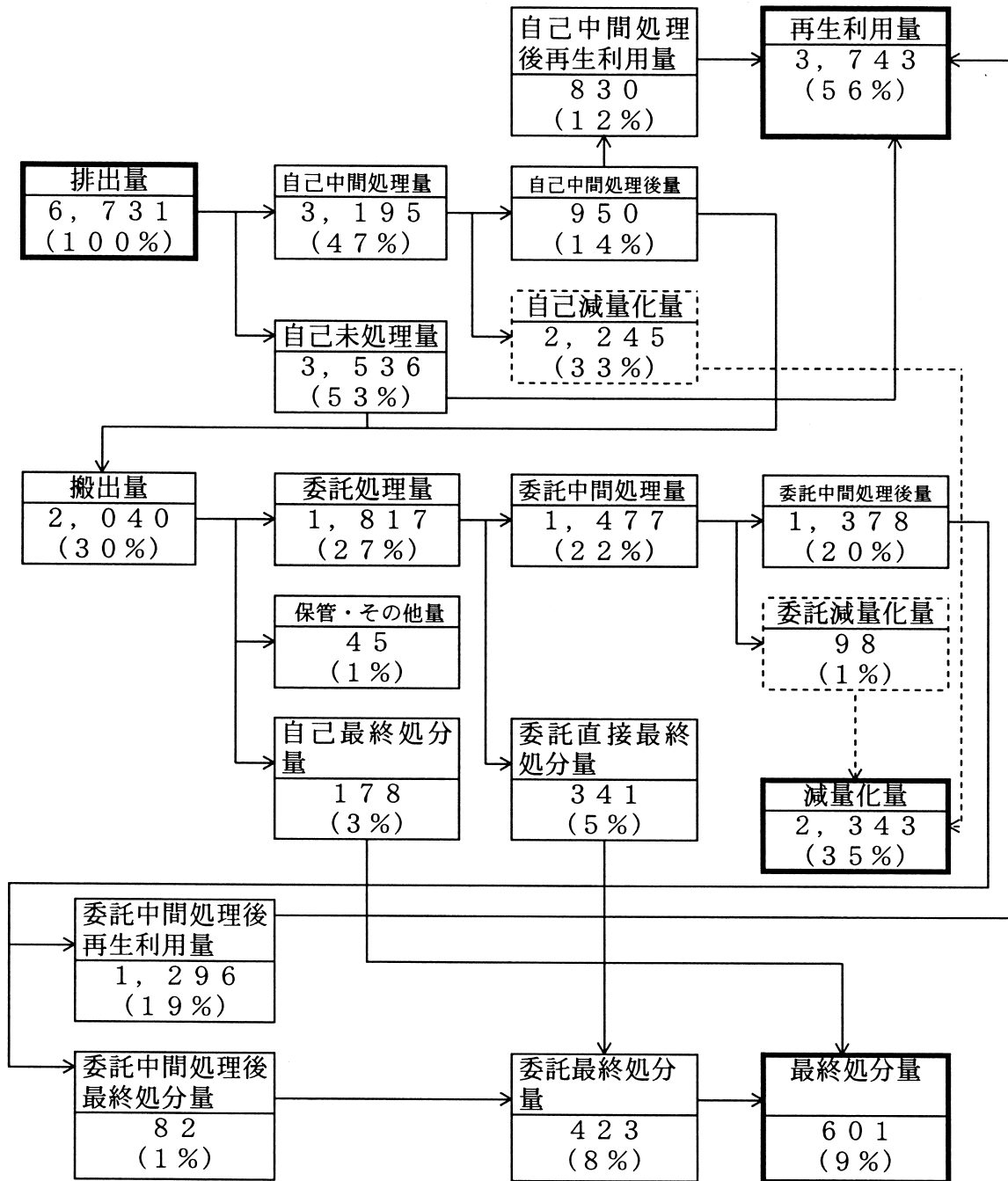
産業廃棄物の排出量 6, 7 3 1 千 t のうち、3, 1 9 5 千 t は排出事業者自身で中間処理を行い、その減量化量は 2, 2 4 5 千 t となります。

搬出量は 2, 0 4 0 千 t となっており、自己最終処分（1 7 8 千 t）及び委託処理（1, 8 1 7 千 t）、保管等・その他（4 5 千 t）に区分されます。

委託処理量 1, 8 1 7 千 t のうち、中間処理後の再生利用量が 1, 2 9 6 千 t、業者の中間処理による減量化量が 9 8 千 t、最終処分量が 4 2 3 千 t となっています。

県内で排出した産業廃棄物は最終的に、再生利用量が 3, 7 4 3 千 t（排出量の 5 6 %）、減量化量が 2, 3 4 3 千 t（同 3 5 %）、最終処分量が 6 0 1 千 t（同 9 %）となっており、前回調査（平成 8 年度）と比較して再生利用については、量・ポイントとも増加し、減量化については量は増加していますが、ポイントで見ると変化ありません。最終処分については、量・ポイントとも減少しています。

(図 2 - 1 5) 産業廃棄物の発生及び処理状況の概要 (平成 1 2 年度) 単位: 千 t



注) 数値は四捨五入しているため、個別の合計で一致しないことがある。

( ) 内は、排出量 6, 731 千 t に対する割合。

② 自己中間処理の状況

自己中間処理量は、3, 195 千 t となっており、排出量の 47% を占めています。種類別に見ると、汚泥が全体の 58% を占め最も多く、以下、動物のふん尿が 39% となっています。

種類別に排出量に対する自己中間処理量をみると、汚泥が 95% で最も高く、次いで、木くずの 50% となっています。

③ 委託処理の状況

委託処理量は 1, 817 千 t であり、排出量の 27% を占めています。種類別に